

様式第 2 号

令和 年度産山村特用林産経営持続化支援事業費補助金交付決定通知書

産経建第 号
令和 年 月 日

様

産山村長

⑨

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度産山村特用林産経営持続化支援事業費補助金については、産山村特用林産経営持続化支援事業費金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 交付条件等

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、村長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合には、村長の承認を受けなければならない。
- (3) 当該補助事業に係る帳簿類を整備しておくとともに、完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5 年間保存しなければならない。
- (4) 次の場合には、補助金の全部または一部を返還すること。
 - ① 虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ③ 次期作の生産に取り組まなかったとき。